# 佐久市公共施設へのオンサイトPPA方式による第２期太陽光発電設備導入業務公募型プロポーザル質疑回答書

令和８年１０月　日

| NO. | 質疑箇所（実施要領・仕様書等） | 質疑事項 | 回答事項 |
|---|---|---|---|
| 1 | 実施要領３ページ<br>９　参加表明（２）提出書類 | 共同企業体協定書の写しに関し、雛型の提供または協定書への必要記載事項をご教示願います。 | 雛形の提供は行いませんが、協定書には必ず以下の事項を明記してください。<br>①構成員全員が本事業に対して連帯して責任を負うこと②代表構成員が本市との連絡調整、費用請求等の一切の権限を有すること③構成員の出資割合または分担業務④本市が承認した場合を除き、期間中の構成員の脱退を禁ずること。 |
| 2 | 実施要領３ページ<br>９　参加表明（２）提出書類 | 名簿に登録のある事業者を代表構成員として名簿にない事業者を構成員として共同企業体を組成する場合、構成員の参加表明提出書類をご教示いただけますでしょうか。 | 参加表明書兼誓約書（様式２）については、代表構成員が提出してください。<br>名簿に登録のない事業者を構成員とする場合、実施要領９参加表明（２）提出書類　オに定める全ての書類を提出してください。 |
| 3 | 図面６ページ、８ページ | 駐車場（本庁、国保浅間総合病院）への太陽光パネル設置について、図面のみでは設置位置の詳細が確認できないため、どの位置に設置を予定されているのか、ご教示いただけますでしょうか。 | 図面の注意書きに記載のとおり、図面に示している各施設の設置場所及び発電出力は、最大の設置可能範囲を参考までに図示したものです。本市として具体的な設置位置の指定は行いませんので、現地確認や調査を行った上で最適な設置場所や発電出力をご提案ください。<br>なお、駐車場に設置する太陽光発電設備（ソーラーカーポートを含む。）については、「佐久市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金」の交付対象外となります。当該設備を設置する場合、市からの補助金を活用しない前提で収支計算を行い、事業計画をご提案ください。 |
| 4 | 実施要領３ページ<br>７質疑 | 質疑受付期間は令和8年10月1日までとされていますが、現地確認等により新たに質疑が生じた場合、受付期間終了後においても、必要に応じて受付いただくことは可能でしょうか。 | 公平性を期すため、原則として質疑受付期間終了後の新たな質問は受け付けません。ただし、現地確認等により提案内容に重大な影響を及ぼす事実が判明した場合等に限り、事務局へご相談ください。 |
| 5 | 実施要領６ページ<br>１６　特記事項（９） | 管理技術者及び各担当技術者の変更は原則として認めないとありますが、定年退職や人事異動等のやむを得ない事情が生じた場合、担当者の変更は可能でしょうか。 | やむを得ない事情がある場合、同等以上の能力を有する者への変更に限り認めます。<br>変更を行う場合、事前に本市に相談した上で、理由書とともに、変更後の技術者の資格証の写し、経歴書及び同種・類似業務の実績が確認できる書類を提出し、本市の承認を得てください。 |
| 6 | 実施要領４ページ<br>１０　企画提案（２）提出書類<br>キ　二酸化炭素排出量削減効果（様式９） | 様式9「二酸化炭素排出量削減効果」について、二酸化炭素排出量の削減量を記載する欄がありませんが、削減量の算定及び記載は不要との認識でよろしいでしょうか。<br>算定及び記載が必要な場合は、記載方法並びに使用する排出係数をご教授いただきたく存じます。 | 様式９を修正しました。<br>なお、算定に使用する二酸化炭素排出係数は、環境省が公表している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請者用＞（令和８年３月改訂）」で定められている電力の排出係数（0.416kg-CO2/kWh）を使用し、算定結果は「t-CO2/年」単位に換算して記載してください。 |
| 7 | 実施要領４ページ<br>１１　辞退 | 本プロポーザルへの参加表明後に辞退した場合、指名停止その他のペナルティはありますでしょうか。<br>また、収支検討等の結果、辞退届の提出期限経過後に事業実施が困難と判断した場合においても、参加を辞退することは可能でしょうか。 | 参加表明後に所定の手続きにより辞退された場合、指名停止等のペナルティはありません。<br>辞退届の提出期限は令和８年１２月１日です。提出期限経過後の辞退が生じないよう、事前の現地確認等を十分に実施し、収支や事業実施の可否を慎重に検討した上で参加表明を行ってください。<br>なお、１２月１日以降に会社の特別な事情等でやむを得ず辞退する場合、当課へご相談ください。 |
| 8 | 仕様書３ページ<br>（２）設備詳細設計 | 構造計算書等の構造確認に必要な資料をご提供いただくことは可能でしょうか。 | 本市が保有している構造計算書等の資料をご提供することは可能です。<br>希望する場合、当課へご相談ください。 |
| 9 | 仕様書３ページ<br>（２）設備詳細設計 | 本事業において、蓄電池の設置は必須ではないとの認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 10 | 仕様書６ページ<br>５　業務内容（４）設備運転、監理及び電力供給 | 各対象施設の電気主任技術者との責任分界点、保全内容及び費用負担等については協議の上決定することとされていますが、提案時においては、各対象施設に既に選任されている電気主任技術者が、本事業により設置する太陽光発電設備についても保安監督を行い、事業者側では新たに電気主任技術者を選任せず、必要な点検等を実施の上、その結果を対象施設の電気主任技術者及び貴市へ報告する整理でよろしいでしょうか。PPA単価に影響しますのでご教示願います。 | 提案時において、各対象施設に既に選任されている電気主任技術者が、本事業により設置する太陽光発電設備についても保安監督を行う前提でご提案いただくことは可能です。<br>ただし、当該太陽光発電設備の保安監督及び点検等に係る費用については、仕様書６　契約単価等（５）等の規定により事業者の負担となります。<br>なお、詳細な責任分界点や保全の内容等については、仕様書５業務内容（４）設備運転、管理及び電力供給　アに記載のとおり、基本協定締結後に本市担当部署及び対象施設の電気主任技術者と協議を行った上で決定するものとします。 |
| 11 | 仕様書７ページ<br>５　業務内容（４）設備運転、監理及び電力供給 | オの太陽光発電設備の移設について、撤去・移設・保管・再設置に係る費用は、すべて貴市の負担との認識でよろしいでしょうか。事業者の負担となる場合、架台・PCS・配線・計測器・モニター等の付帯設備の対象範囲と運用期間中における各対象施設の移設・再設置の予定時期及び想定回数をご教示ください。 | ご認識のとおりです。<br>ただし、仕様書５業務内容（４）設備運転、管理及び電力供給　オに記載のとおり、本市が負担する費用は客観的かつ合理的な実費の範囲内とします。 |
| 12 | 仕様書８ページ<br>６　契約単価等 | 本事業における契約単価について、施設ごとの上限単価は設定されていないとの認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおり、施設ごとの上限単価は設定しておりません。<br>ただし、提案する契約単価が現状の小売電気事業者からの買電価格と同等又はそれ以下であるかについては、別紙１「評価基準書」の評価項目②に基づく評価対象となります。<br>同基準の内容を十分にご確認の上、ご提案ください。 |
| 13 | 仕様書７ページ<br>５　業務内容（４）設備運転、監理及び電力供給 | 停電等の非常時における無償での電力供給が長期間に及ぶ場合、事業期間の延長等についてご協議いただくことは可能でしょうか。 | 仕様書「５ 業務内容（４）設備運転、管理及び電力供給 イ」を理由とした事業期間の延長は、想定しておりません。<br>なお、天災等の不可抗力による事業への影響等については、仕様書「８ その他（１）別紙２予想されるリスクと責任分担」の定めに従い、発生時の状況に応じて別途協議するものとします。 |